

寄附規程

本規程は、特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道（以下「ホクネット」という）の寄附受け入れについて定める。

（寄附受け入れ）

第1条 ホクネットは、何人からも任意の寄附金を受け入れることができる。

2 金銭以外の寄附をしようとする者は、あらかじめホクネット事務局と協議を行い、受け入れの可否及びその引渡し方法について合意しなければならない。

3 個人正会員が年会費を支払う際に、総会が定める年会費の額を超える金員を納入した場合、その超えた額の金員は、ホクネットに対する寄附金として取り扱う。ただし、当該会員から別段の意思が表示された場合は、この限りでない。

（寄附金の納入方法）

第2条 寄附金は、ホクネット事務局の指定する銀行口座に振り込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、ホクネット事務局は、寄附金を任意の方法により受け入れることができる。

（領収書）

第3条 寄附金が前条第1項所定の方法により振り込まれた場合、領収書は、銀行振込の記録をもって代えるものとする。ただし、寄附者が別途に領収書の発行を請求した場合、ホクネット事務局は、速やかに領収書を発行する。

2 寄附金が前条第2項所定の方法により支払われた場合で、寄附者が領収書の発行を請求したときは、ホクネット事務局は、領収書を発行する。

3 第1条第2項による金銭以外の寄附を受け入れた場合で、寄附者が受取書の発行を請求したときは、ホクネット事務局は、受取書を発行する。

4 第1条第3項により年会費とともに納入された金員を寄附金と取り扱う場合も、第1項の例による。

（寄附者への便宜供与の禁止）

第4条 ホクネット及び寄附を仲介した者は、寄附者に対して、特段の便宜供与をしないものとする。ただし、ホクネットは、寄附者の同意を得て寄附者の氏名、寄附の事実及び内容を公表することができる。

(附則)

この規程は、理事会において可決された日から施行する。